

## (2)基礎調査による概況

議会は都道府県を通じ、関係の市町村の協力を煩わして同和地区の現況の把握のための基礎調査を行なった。その結果によれば、全国の同和地区数は、4,160地区、地区内の世帯数は、4,077,279世帯、地区内の総人口は1,869,748人、うち地区内の同和地区人口は1,113,043人であり、地区内の同和地区人口率は60%、全国の人口1,000人あたりの同和地区人口は11.8人となる。

これをこれまでの調査結果と比較すると、地区数は昭和33年調査よりも多いが昭和10年調査及び大正10年調査よりは少なく、同和地区人口は逆に昭和33年調査(34年調査による補正值)よりも少なく昭和10年調査よりも多い。すなわち、

<昭和37年調査>

同和地区数 4,160

同和地区人口 1,113,043

<昭和33年調査>

同和地区数 4,133

同和地区人口 1,220,157

<昭和10年調査>

同和地区数 5,365

同和地区人口 999,687

<大正10年調査>

同和地区数 4,853

同和地区人口 829,773

すでにのべたように、比較によって地区数ないし地区人口の増減を量的に判断することは適当ではない。調査にあたって採用された調査単位としての同和地区の定義がこれまでの調査と異なっているからである。すなわち審議会のとった定義は、「当該地方において一般に同和地区であると考えられているもの」とされているが、昭和33年調査においては、「一般に同和対策を必要とすると考えられている地区」と定義されており、定義のうえからすれば、昭和33年調査のほうが「同和対策」の必要性を目的とした点で今回の調査よりもせまくならざるをえない。

次に、今回の調査は実施機関が公的機関であったために、行政上同和対策をとりあげているかどうかという背景のちがいがあり得たのであり、したがって「寝た子を起こすな」的行政方針により、又は一般と混住化し、同和地区としてはっきり認識できなくなったような地区は除外されていることもある。

これらを総合して考えると、今回の調査で把握された同和地区数、同和地区人口などは実際の数値を下まわっているものと思われる。

事実、岩手、宮崎、山形、東京、神奈川、宮崎の都県は今回の調査では報告がなかった。しかし別途の情報によれば同和地区の存在は確認されており、また、今回調査で52地区の報告があった大阪、2地区の報告があった福島についても同様のことが確認されている。

### (イ)都道府県別にみた状況

都道府県別の状況は、同和地区の数のうえからみると、広島県の414地区を最高に300地区を超える県には、このほか、兵庫、岡山、愛媛、福岡の諸県があり、200~300地区の県は群馬、埼玉、長野、10地区以下の県は、富山、石川、福井、愛知、佐賀、長崎である。同和地区数の報告のなかったのは、北海道、福島県を除く東北各県、東京都、神奈川県、宮崎県の八都道府県であった。

同和地区の世帯数は、大阪府、兵庫県がそれぞれ45,000に達しており最も多く、地区内の総人口も世帯数とほぼ平行した分布を示しているが、同和地区人口は兵庫県の163,546人が最も多く、福岡県の114,482人、岡山県の58,635人、奈良県の56,130人、三重県の48,238人、和歌山県の46,316人、愛媛県の44,685人、高知県の43,552人、埼玉県の41,496人がこれについており、同和地区人口1,000人以下は、富山、石川、長崎の諸県であった。

同和地区内の総人口に対する部落人口の割合、すなわち混住率は、全国平均では60%だが、府県によりかなりの差がある。

また、全人口にたいする部落人口は、人口1,000対11.8で奈良の72.1が最高で高知の52.3がこれについているが、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、徳島の諸県も40を超えている。

### (ロ)地区別にみた状況

地区別の分布は、全国4,160地区の4分の1を超える1,059地区が中国地方にあり、関東の648、近畿の975、四国の553、九州の521、中部の363がこれにつぎ、北陸は39、東北は2(次表の注参照のこと)となっている。

同和地区内の世帯数の分布をみると、全国4,077,279世帯の約37%にあたる159,069世帯が近畿にあり、地区数の多かった中国は、57,764世帯で関東、中部、九州もそれぞれ5万~6万世帯の間にある。

同和地区人口は、全国1,113,043人のうちの約45%にあたる498,061人が近畿に集中しており、中国は15万を超え、関東、四国、九州は10万~15万の間にあり、北陸は7,021人であった。

以上のように、地区人口が近畿周辺に集中していることは、封建社会体制に隷属して同和地区人口が居住しなければならなかったという根本の要因を示すものである。

### (ハ)規模別にみた同和地区の分布

世帯数の規模による同和地区の分布は、200世帯未満の地区が28.8%で最も多く、20~39世帯は21.5%で500世帯以上の地区は2.7%にすぎない。すなわち、全国同和地区の約50%は世帯数40未満の地区であり、残りの約半数も40~99世帯の地区である。

### >(ニ)混住の状況

市町村の廃置分合、都市化の趨勢、さらに大都市における同和地区のスラム化等により混住がみられることは一般的傾向といえよう。混住が進んで実態調査の対象外になったものもある。

全国平均でみると、同和地区内総人口に対して同和住民の占める割合は、60%であった。

府県別にみた同和地区人口率、すなわち、同和地区内総人口により同和人口を除いたものは、全国平均では60%だが、奈良、愛媛の両県は100%、90~99%が9府県、50~89%が11県、10~49%が14府県であった。一般的には、一、二の例外はあるにせよ、四国、近畿の地方における諸府県においては同和地区内において同和人口の占める割合が高く、関東、中部地方の諸県においてはこの割合が低いといえる。

### (ホ)就業の状態

就業状態は、調査の困難性から日雇労働者、常用労働者、自営業者(家族従事者を含む。)の割合を把握する方法によったものである。

日雇労働者は、地区有業者の10%未満の地区は全地区の28.2%であり、10~20%未満の地区は全地区の24.2%であって、全地区の過半は日雇労働者が、20%未満の地区となる。また、地区有業者のうち50%以上が日雇労働者である地区も全地区の15.3%あった。

常用労働者についてみると、10%未満と10~19%の地区がそれぞれ25%を超えており、全地区の70.9%は常用労働者が30%未満の地区であり、常用労働者が50%を超える地区は9%にすぎない。

自営業者については、日雇、常用労働者とは様相を異にしており、50%を超える地区は、60.7%である。同和地区が、伝統的な部落産業ないしは零細農業に依存していることが推察される。

### (ヘ)生活保護法による保護の受給状況

全国同和地区4,077,279世帯のうち、生活保護法による保護を受けている世帯は29,063世帯であって、同和地区の100世帯当りの被保護世帯数は7.1となる。これを全国平均の3.2と比較するとその2倍を超えるというひらきがあり、同和地区内の被保護世帯は一般よりかなり多い。

同和地区の100世帯当り被保護世帯数は、長崎52.4を最高として、香川、福島、高知、福岡、徳島、佐賀の諸県では、いずれも15.0を超えており、茨城、長野、栃木、千葉、埼玉の諸県では2.0を割っている。

各府県の100世帯当りの被保護世帯数と、同和地区のそれとはかなり相関的な関係にあり、各府県の平均が高い府県においては、同和地区においても高いという傾向がみられ、府県平均が全国平均の3.2より高く、同和地区平均が全国の同和地区平均の7.1より高い府県は11であり、一方府県平均が3.2より低く、かつ、同和地区平均が7.2より低い府県は15である。

しかしながら、香川、福島、京都、岐阜、滋賀、広島、奈良、愛知の諸府県のように、府県平均の100世帯当り被保護世帯数は、全国平均の3.2と同程度ないしは、それを下まわっているにもかかわらず、同和地区においては、全国平均の7.1を上まわっている県もみられ、注目に値する。